

耐震補強改修工事の進め方

国立市の耐震診断助成制度を利用して診断をおこなった建物が対象です

1. 耐震補強改修工事費用助成金の交付申請

・市役所都市計画課の窓口（3階50番）に必要な書類を提出してください。

必要書類

- ① 国立市木造住宅耐震改修助成金交付申請書
- ② 同居人届兼同意書（住民票に記載のある全員の記入が必要です。お一人暮らしでも必要です。）
- ③ 家屋所在証明書：市役所課税課（1階14番窓口）で取得してください。（費用がかかります。）
- ④ 見積書の写し

※国立市木造住宅耐震改修助成金交付申請書と同居人届兼同意書は、都市計画課窓口にて用意しています。

2. 助成金交付決定・耐震補強改修工事実施

- ① 助成金の申込み内容に不備等がないことが確認できたら市役所からお電話にてご連絡し、助成金交付決定書を発行します。
- ② 市役所からの連絡の後に、耐震補強改修工事の契約を締結し工事を実施してください。

3. 耐震補強改修工事の完了報告・助成金の請求

・市役所都市計画課の窓口（3階50番）に必要な書類を提出してください。
・耐震補強改修工事費用を業者にお支払いください。助成金交付申請後、指定口座へ助成金が振り込まれます。

必要書類

- ① 耐震改修助成事業完了報告書
- ② 耐震改修助成金交付請求書
- ③ 耐震改修完了報告書⇒建設業者さんが作成。
- ④ 契約書の写し
- ⑤ 領収書の写し
- ⑥ 費用明細の写し

※耐震改修助成事業完了報告書と耐震改修助成金交付請求書は、都市計画課窓口にて用意しています。

4. 助成金の交付

・助成金交付の請求からおおよそ1ヵ月半で、指定口座に助成金が振り込まれます。

**助成金額は耐震補強改修工事費用の1/3で、
上限は80万円です。**

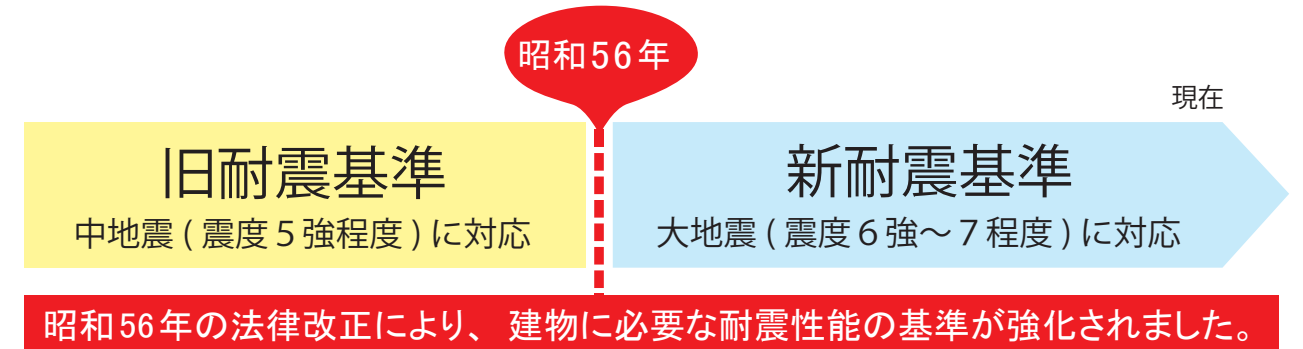
耐震補強改修工事をして、Iw値1.0以上の建物になると、
所得税や固定資産税の優遇措置を受けられる場合があります。
詳しくは立川税務署、国立市役所課税課にお問合せください。



国立市 木造住宅耐震化助成制度



国立市内の“旧耐震基準木造住宅”を対象に、耐震診断の費用
および耐震補強改修の工事費用の一部を助成します。



- 対象は…**
- 対象物件が国立市内にあること。
 - 昭和56年5月31日以前に建築された建物。
なお、増築された場合には対象外となる場合があります。
 - 対象物件に住民票があり、現在居住されている方。
 - 居住用もしくは店舗併用住宅であること。
 - 市民税等の滞納のない方。

**耐震診断とは…
お家の強度を調査、測定**
お家のなかの床下や
屋根裏などを調査します。

**診断費用の
1/2(上限5万円)
を助成**

**耐震改修とは…
お家の弱い部分を補強**
おもに柱や壁、基礎を
補強する工事をします。

**補強改修工事費用の
1/3(上限80万円)
を助成**



国立市役所都市計画課都市計画係
3階50番窓口

TEL.042-576-2111 (内線361)

お家の強さをしらべましょう (調査)

1. 調査会社を決めます。

指定機関(業者)に連絡して、調査にかかる費用の見積もりをもらいます。(複数社が望ましい)

指定機関：東京都建築士事務所協会たちかわ支部と東京都木造住宅耐震診断事務所登録業者です。
市役所都市計画課の窓口にリストを用意しています。(国上市役所ホームページにも掲載しています。)
見積もり：耐震診断費用の見積もりです。診断費用だけでなく、診断の内容、期間等も決めます。

2. 市へ助成金を申し込む (12月末まで)

市役所都市計画課の窓口(3階50番)に必要書類を提出してください。

- 必要書類**
- ① 国上市木造住宅耐震診断助成金交付申請書
 - ② 同居人届兼同意書(住民票に記載のある全員の記入が必要です。お一人暮らしでも必要です。)
 - ③ 家屋所在証明書：市役所課税課(1階14番窓口)で取得してください。(費用がかかります。)
 - ④ 見積書の写し
- ※国上市木造住宅耐震診断助成金交付申請書と同居人届兼同意書は、都市計画課窓口に用意しています。

3. 市役所からご連絡

- ① 助成金の申込み内容に不備等がないことが確認できたら市役所からお電話にてご連絡し、助成金交付決定書を発行します。
- ② 市役所からの連絡の後に、見積もりをした業者に連絡してお家の調査の契約を締結してください。

注意…

市役所からの連絡が来る前にお家の調査の契約を締結すると、助成金が受けられなくなります。

4. お家の調査

契約された業者さんがお家の強度を測定する調査を実施します。

5. 市役所に助成金を請求する

お家の調査が終わったら、助成金を受けとるために市役所都市計画課の窓口(3階50番)に必要書類を提出してください。

必要書類

- ① 耐震診断助成事業完了報告書
 - ② 耐震診断助成金交付請求書
 - ③ 耐震診断完了報告書(診断を行った業者さんが作成します。)
 - ④ 契約書の写し
 - ⑤ 領収書の写し
 - ⑥ 費用明細の写し
- ※耐震診断助成事業完了報告書と耐震診断助成金交付請求書は、都市計画課窓口に用意しています。

6. 助成金を受けとる

指定された口座に助成金が振り込まれます。

お家の調査の結果、耐震性がない建物(Iw値1.0未満)と診断された場合、補強改修のための助成金を利用することができます。

助成金額は耐震診断費用の1/2で、上限は5万円です。